

石垣島への自衛隊配備の問題に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月三日

糸数慶子

参議院議長 山崎正昭殿

石垣島への自衛隊配備の問題に関する第三回質問主意書

本年一月八日に私が提出した「石垣島への自衛隊配備の問題に関する質問主意書」（第百九十回国会質問第一号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第一号。以下「前々回答弁書」という。）及び二月四日に提出した「石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問主意書」（第百九十回国会質問第三六号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第三六号。以下「前回答弁書」という。）を踏まえ、以下更に質問する。

一 前々回答弁書三について、「住民の避難計画」に関しては、地方公共団体において、国民の保護に関する計画及び地域防災計画を作成しており、「これらに沿って、住民の避難及び保護が行われるものと考えている」との回答であったが、沖縄県及び石垣市のホームページで公開されている各計画（沖縄県国民保護計画、沖縄県地域防災計画、石垣市国民保護計画及び石垣市地域防災計画）から判断すると、具体的な避難計画の策定は全く行われていないと考えられるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 前々回答弁書三について、「各種事態」に関しては、「主として、島嶼部への攻撃、大規模災害といった事態を想定している」との回答であった。「平成二十七年版防衛白書」二百三十六頁によると、口永良部島における噴火の際の自衛隊の災害派遣では、住民百三十七名、世帯数八十二戸に対し、派遣規模

は「人員のべ約四百三十名、車両のべ約二十両、航空機のべ四十四機に上った」と明記されているが、人口約五万人の石垣島において大規模災害が発生し、口之永良部島と同様な全島避難の事態が生じた場合、どのような態勢で島民の避難を行うのか、明確に説明されたい。

- 三 尖閣諸島は、五島及び三岩礁により構成されていると理解している。他方、海上保安庁ホームページ上で公開されている「海上保安レポート二〇一五」には、「平成二十四年九月の海上保安庁による尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の取得・保有から二年以上が経過」したとの記述が見られるが、取得・保有の対象に、久場島及び大正島が含まれていない理由を明らかにされたい。また、久場島及び大正島については、日米地位協定に基づく米軍の射爆撃場としての使用が許可されており、そのことを理由として国から石垣市に対し年間約三十万円の支払が行われていると認識しているが、まずは当該支払の事実関係を明らかにした上で、支払が行われている場合にはその目的、根拠法令及び具体的金額を明らかにされたい。
- 四 前回答弁書十五についてで、平得大俣地区以外の石垣島の海岸及び陸上を使用した訓練の有無に関しては、「訓練の計画はない」との回答であった。他方、「宮古地区自衛隊協力会」と記載された「宮古島への陸上自衛隊配備について―各種勉強会資料・防衛省への聞き取りまとめ―」と題する平成二十七年九月

六日付資料（以下「資料」という。）には「水陸両用部隊の訓練拠点は長崎・相浦駐屯地が候補地」と記されているが、仮に長崎・相浦駐屯地が「訓練拠点」になれば、宮古島は訓練場所として使用される可能性はないという理解でよいのか、明らかにされたい。

五 石垣島への自衛隊配備候補地とされる平得大俣地区の周辺地区（嵩田、開南、於茂登）の住民には、自衛隊配備に強い反対があると承知している。そのような中、本年二月十五日には開南地区の住民有志に対して説明会が開催されたとの報道等があるが、事実か。事実であるとすれば、当該説明会の主催者、目的及び政府側出席者を明らかにされたい。

六 資料の「ミサイル発射訓練はアメリカの演習場でしかできない」、「米国のマクレガー対空射場とポイントマシュー射場で実施」との記述からは、資料作成者に、宮古島においてはミサイル発射訓練が行われなことの認識があるように思われるが、政府は現地に対し、この旨の説明を行ったのか。また、石垣島に配備され得る地対空及び地対艦ミサイルに関しても、同島内での発射訓練は行われぬものと認識して差し支えないのか、明らかにされたい。

七 資料には、「陸上自衛隊配備で静かな生活が脅かされることはない」、「住宅や畑の上空を戦闘機が飛

び交うような訓練はない」との記載が含まれているが、一般に、「戦闘機」にはヘリコプターは含まれるのか、明らかにされたい。

八 資料には、「実弾を使用する訓練はすべて屋内で実施し、屋外での実弾使用はない」との記載も見られるが、それも含めて、資料の記載内容で防衛省の認識と異なる点があれば、明らかにされたい。

右質問する。